

# 税・年金・保険

## 国民健康保険

閱健康保険課 ☎484-6125

## 国民健康保険とは

病気やけがに備え、普段からお金(保険税)を出し合い、いざ というとき安心してお医者さんにかかれるようにしたのが国民健 康保険制度です。

- ●加入するかた 次のかたを除く全員が加入しなければなりません。
- ▶職場の健康保険に加入しているかたとその被扶養者
- ▶後期高齢者医療制度に加入しているかた
- ▶生活保護を受けているかた

【こんなときは14日以内に届け出を】

		こんなとき	届け出に持参するもの		
Ē	_ lt	也の市町村から転入したとき	●転出証明書(市民課へ提出)		
		<b>微場の健康保険をやめたとき</b>	●資格喪失証明書(職場の健 康保険をやめた証明書)		
任にカフでると言	りなった。	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	●資格喪失証明書(被扶養者 をはずれた証明書)		
ڋ	Ē	子どもが生まれたとき	●被保険者証		
5	4	上活保護を受けなくなったとき と	●保護廃止決定通知書		
	ft	也の市町村へ転出するとき	●被保険者証(転出するかた 全員分)		
担任	見服	戦場の健康保険に加入したとき	●国保と職場の健康保険の被		
7	耶	戦場の健康保険の被扶養者に	保険者証(国保を脱退する		
ð	5 t	<b>ぶったとき</b>	かた全員分)		
目作をさせると言	5   歹	正亡したとき	被保険者証・会葬礼状(または喪主名の入った葬儀の領収書)・印鑑・喪主の口座がわかるもの		
	4	<b>上活保護を受け始めたとき</b>	被保険者証·保護開始決定通知書		
	ī	<b>市内で住所が変わったとき</b>			
	Ħ	世帯主や氏名が変わったとき	被保険者証		
	-	世帯が分かれたり、一緒に なったりしたとき	·		
7	ا ح	多学のため、別に住所を定めるとき	被保険者証・在学証明書		
他	也     被	皮保険者証を失くしたり、汚れ て使えなくなったりしたとき	顔写真付きの公的な身分証明書(免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カードなど)(使えなくなった保険証)		
		也の市区町村の施設または病 売に入所したとき	被保険者証・入所した証明書		

※外国籍のかたは、在留カードも必要になります。

※届出には、申請人の個人番号通知カードまたは個人番号カード も必要となります(届け出・申請内容により、被保険者の個人 番号も必要となります)。

エリアマップ1図 E-2

## ONODERA & PARTNERS

## 小野寺浩一公認会計士税理士事務所

- ●相続税、贈与税の申告・相談 ●法人、個人の申告・相談 ●不動産、譲渡所得の申告・相談●事業承継、相続税対策
- ■佐倉市ユーカリが丘3-2-1\_ルナシティ501(ユーカリが丘駅北口からユーカリが丘中央通り沿い徒歩3分)

## 医療費の自己負担

医療機関の窓口で被保険者証などを提示すれば、年齢や所得に 応じた一定の自己負担で診療を受けられます。

義務教育就学前まで 70歳 2割 2割 3割 (現役並み所得者は3割)

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に1食あ たりの標準負担額を自己負担し、残りは国民健康保険が負担します。 【一般病床入院時食事代標準負担額(1食あたり)】 (令和3年4月1日現在)

現役並み	低所	低所得者			
所得者・一般	(住民税非課種	(住民税非課税			
(課税世帯)	90日まで	90日以上	世帯・低Ⅰ)		
460円	210円	160円	100円		

## 【療養病床入院時の食事・居住費の標準負担額(1食あたり/1日あたり)】

区分	食事代	居住費
現役並み丨、Ⅱ、Ⅲ	460円または420円 (医療機関ごとに異なる)	370円
一般(課税世帯)	460円または420円 (医療機関ごとに異なる)	270 [
低所得者Ⅱ	210円	370円
低所得者 I	130円	
低所得者 I のうち老齢 福祉年金受給者	100円	0円

※低所得者Ⅱ 世帯全員が住民税非課税の場合(低所得者Ⅰ以外 の被保険者)

※低所得者 | 世帯全員の所得が0円でかつ年金収入80万円以下 【自己負担額の減免】

災害など特別な事情で自己負担額の支払いが困難なとき、減額 や免除が認められる場合がありますので、お早めに健康保険課に 相談してください。

## 被保険者証

被保険者証は、加入者であることを証明するもので、1人に1枚 交付されます。

職場の健康保険に加入したときや、被扶養者となったときは、 国民健康保険の加入者ではなくなりますので、健康保険課へ被保 険者証をお返しください。

緊急でやむを得ない理由で被保険者証を提示できなかったとき や、旅行中の急病で医師の診療を自費で受けたときは、後日、保 険診療に要した費用(自己負担分を除く)が払い戻されます。支 払った治療費の領収書と診療報酬明細書(レセプト)を添付して 申請してください。

## 佐倉の風景

上志津原ふれあい通りの

彼岸花 図7 B-2



## 高額療養費

病気やけがなどのため、同じ月内に同じ医療機関で保険診療を 受け、その医療費の自己負担が、自己負担限度額を超えた場合 (70歳未満と70歳以上では、自己負担限度額が異なります)、申 請により超えた分が高額療養費として支給されます。なお、対象 者には申請書を送付します。

【70歳未満のかたの1か月の自己負担限度額】

要件	自己負担限度額
基礎控除後の所得が 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円) ×1%<多数回該当:140,100円>
基礎控除後の所得が 600万円超 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1%<多数回該当:93,000円>
基礎控除後の所得が 210万円超 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%<多数回該当:44,400円>
基礎控除後の所得が 210万円以下	57,600円 <多数回該当:44,400円>
住民税非課税世帯	35,400円 <多数回該当:24,600円>

【70歳以上のかたの1か月の自己負担限度額】					
所得区分	外来(個人単位)	入院・世帯単位			
住民税課税所得が 690万円以上	252,600円 + (総医 ×1% <多数回該	療費 - 842,000円) 当:140,100円>			
住民税課税所得が 380万円以上 690万円未満	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) ×1% <多数回該当:93,000円>				
住民税課税所得が 145万円以上 380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円) ×1%<多数回該当:44,400円>				
現役並み所得者、低所得 者のいずれにも該当し ない	18,000円 [年間上限 14.4万円]	57,600円 <多数回該当: 44,400円>			
住民税非課税世帯に属 し、低所得 I に該当しない		24,600円			
住民税非課税世帯に属 し、世帯の所得が年金収 入の80万円以下	8,000円	15,000円			

- ※多数回該当とは、過去12か月に同じ世帯で高額療養費の支給が 4回以上あったときの、4回目から適用される自己負担限度額。
- ※70歳未満のかたは、同じ月に、同じ人が同じ医療機関(入院・ 外来別)に対して、21,000円以上を支払った場合には合算し、 自己負担限度額を超えた場合、高額療養費が支給されます。
- ※保険外の診療、入院時の食事代、差額ベッド代などは、高額療 養費を算定する自己負担限度額には含まれません。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口で提示す れば、自己負担限度額までの支払いで済みます。また、非課税世 帯のかたは、入院時の食事代も減額になります。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請には、被保険者証を お持ちください。

原則、国民健康保険税を完納している世帯のかたとなります。 国民健康保険税が未納となっているかたは、健康保険課にご相談 ください。

## 高額介護合算療養費

医療費や介護保険のサービス費には、月額の自己負担限度額が 設けられていますが、それらを合算して年額の自己負担限度額を 超えた場合、申請により超えた分が支給されます。

合算対象期間は8月1日から翌年7月31日までです。なお、こ の期間ずっと佐倉市の国民健康保険に加入しているかたで、支給 の対象になる場合には、申請書を送付します。

また、期間内にほかの医療保険に加入していた場合には、加入 していた医療保険(被保険者証の発行元)交付の自己負担額証明 書を添付して申請してください。

【70歳未満のかたの自己負担限度額】 (年額:8月~翌年7月)

要件	自己負担限度額
基礎控除後の所得が901万円超	212万円
基礎控除後の所得が600万円超901万円以下	141万円
基礎控除後の所得が210万円超600万円以下	67万円
基礎控除後の所得が210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

【70歳以上のかたの自己負担限度額】 (年額:8月~翌年7月)

要件	自己負担限度額
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者 I	19万円

## 出産育児一時金

出産した場合は、世帯主の申請により出産育児一時金として42 万円(産科医療補償制度未加入の分べん機関での出産の場合40.8 万円)が支給されます。なお、出産育児一時金は妊娠12週(85 日) 以降であれば死産・流産・海外出産でも支給されますが、ほ かの健康保険から支給を受けられる場合は支給されません。

## 佐倉の風景

上空から見た

根郷中学校周辺

図8 A-4



## 佐倉の風景

勝間田の池



図8 D-3



82 佐倉市暮らしの便利帳 83

かかった出産費用に出産育児一時金を市が医療機関などに直接 支払う制度です。

#### ●手続き

分べん予定の医療機関と直接支払制度を利用する旨の合意文書 を交わせば手続きは完了です。医療機関などからの請求が出産育 児一時金の額に満たない場合は、世帯主が健康保険課の窓口で差 額支給の手続きをしてください。後日、差額を指定口座へ振り込 みます。

差額申請には直接支払制度の同意書と出産費用の領収明細書が 必要になります。

## ●医療機関などに支払う金額

出産育児一時金を限度額とします。

※一部の医療機関などでは取り扱っていないところがあります。 詳細は、医療機関などにお問い合わせください

## 葬祭費

国民健康保険の加入者が死亡し、その者の葬祭を執り行った喪 主に葬祭費として支給します。下記のものが必要です。

- ①被保険者証
- ②喪主の印鑑・口座の確認できるもの
- ③会葬礼状写しまたは葬儀の領収証写し(喪主の氏名が記載され ているもの)

## 国民健康保険税

国民健康保険税は、病気やけがの医療費などの給付に必要な、 国民健康保険制度を支える大切な財源です。課税額は、基礎課税 額(医療分)と後期高齢者支援金等課税額(後期支援分)を合計し た額です。40歳~64歳のかたは、これに介護納付金課税額(介 護分)が加わります。

●保険税 【数値は令和3年度現在のものです】

①所得割

税

前年分の総所得金額等から43万円を差し引いた金額に対して、 医療分 6.3%、後期支援分 2.0%、介護分 1.2%

②均等割(1人あたり)

医療分 21,000 円、後期支援分 5,000 円、介護分 11,000 円 ③平等割(1世帯あたり)

医療分 28,000円

①~③を合計した額がその年度の保険税です。ただし、賦課限 度額は、医療分63万円、後期支援分19万円、介護分17万円です。

## ●月割賦課

保険税の対象となるのは、国民健康保険の資格を取得した月か ら資格を喪失した月の前月までです。届け出た月ではありません のでご注意ください。

### ●保険税の軽減

所得金額が基準以下の世帯は、均等割と平等割が軽減されま

## 佐倉の風景

佐倉コスモスフェスタ



す。(65歳以上の公的年金受給者は、年金所得金額から15万円を 限度とした控除を行った上で軽減判定します)

(注) 保険税の軽減は、所得の申告がないと適用されません。

軽減割合	世帯の年間の総所得金額等(軽減判定所得) 【令和3年度現在】
7割	43万円以下
5割	43万円+ (28万5千円×被保険者数と特定同一世帯 所属者数(※)の合計数)以下
2割	43万円+ (52万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数(※)の合計数)以下

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療保険に異動 したかたで、継続して同一の世帯に属するかた。(ただし、世帯 主の変更があった場合は該当しなくなります)

## ●保険税の減免

災害など特別な事情で保険税の納付が困難なとき、保険税の減額や 免除が認められる場合がありますので、健康保険課にご相談ください。

### ●納付方法

佐倉市役所内の銀行窓口、出張所、派出所、市民サービスセンター、 納税通知書に記載のある金融機関、コンビニエンスストア、スマート フォン決済で納付できます。納付場所の詳細については、市から送付 する納税通知書をご覧ください。(納期限を過ぎた納付書等では、コ ンビニエンスストアやスマートフォン決済、一部の金融機関で取り扱 いできませんので、ご注意ください)

65歳以上75歳未満の世帯で一定の要件に該当した場合、世帯主の 年金から天引き(特別徴収)または口座振替納付を選択できます。

## ●口座振替

一度、口座振替を申し込むと翌年度以降も自動的に口座振替と なり便利です。お申し込みは、納税通知書、預・貯金通帳、通帳 の届出印をご持参の上、市内の金融機関等の窓口でお申し込みく ださい。(手続きに日数を要するため、納期限日の2か月前までに お申し込みいただくようお願いします)

## 特定健康診査・健康診査

#### ●対象

## 特定健康診査

40歳以上75歳未満の佐倉市の国民健康保険被保険者 健康診査

佐倉市の後期高齢者医療被保険者

## ●受診方法

「個別健診」と「集団健診」がありますので、希望の方法を選択 してください。

▶個別健診 市内の委託医療機関で行う健診 (要予約)

自己負担額 2,000円

▶集団健診 保健センター等で行う健診(要予約)

自己負担額 1,000円

※受診方法・自己負担金の免除等詳細については、72・73ペー ジ「成人の健康」をご覧ください。





## 人間ドック助成

特定健康診査(健康診査)の検査項目を含んでいる人間ドック の検査費用の一部を助成します。利用資格など詳細はお問い合わ せください。

## 脳ドック助成

人間ドックまたは特定健康診査(健康診査)に追加して受検し た脳ドック検査費用の一部を助成します。利用資格など詳細はお 問い合わせください。

●人間ドック・脳ドックの問い合わせ 健康保険課 国民健康保険被保険者 ☎484-6604 後期高齢者医療被保険者 ☎484-6136

## 国民年金

問 市民課 ☎484-6126

## 国民年金と加入者

国民年金制度はすべての国民の生活の維持向上に寄与すること を目的とする公的年金制度です。

## 【被保険者】

日本国内に住む、20歳から60歳未満のかたは、第1号から第3 号被保険者のいずれかの加入者となります。

▶第1号被保険者 自営業者、農業従事者、学生など

▶第2号被保険者 厚生年金や共済年金加入者

▶第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

※日本人の海外居住者や受給資格期間を満たしていないかた、 受け取る年金を満額にしたいかたの任意加入制度もあります。

## 国民年金の届出

▶第1号被保険者 海外転入時年金未加入者は届出を、また、 第2・3号被保険者から変更のかたは年金 手帳(または基礎年金番号通知書)と資格 喪失証明書などをお持ちください。

▶第2号被保険者 勤務先での手続きとなります。

▶第3号被保険者 配偶者の勤務先での手続きとなります。

## 保険料の納付

納付書記載の金融機関、コンビニエンスストアなどで納付して ください。納付期限は当該月の翌月末です。保険料は年齢や所得 に関係なく一律です。また、将来、より多い年金額を受けたいか たは付加保険料を納付することができます。ただし、第1号被保 険者(国民年金基金加入者を除く)のみです。

## 佐倉の風景

上空から見た

西志津地区

図1 A-5



※保険料を滞納した場合、滞納した保険料は、2年1か月前までさか のぼって納付することができますが、それ以前の期間についての 保険料は時効によって原則、納付できないことになっています。

#### 【口座振替】

納付は便利な口座振替をご利用ください。通常の振替日は当該 月の翌月末ですが、当月末振替・6か月前納・1年前納・2年前納 にした場合に割引があります。手続きは、金融機関、郵便局、農 協などで行ってください。

## 【クレジットカード納付】

クレジットカード納付は、被保険者が事前に年金事務所に申し 込み、クレジットカード会社が日本年金機構に立て替え納付を行 うものです。申込用紙は市民課でも配布しています。

●問い合わせ 幕張年金事務所 ☎043-212-8621

## 免除制度

第1号被保険者には、法定免除と、申請免除(全額・3/4・半 額・1/4)、納付猶予制度があります。免除された期間は、10年以 内であれば追納することができます。※3年度目以降、追納する 場合は当時の保険料に加算金がつきます。

#### 【法定免除】

障害年金(1・2級)を受給中のかた、生活保護法の生活扶助を受 けているかたなどは、申請すると保険料の納付が免除されます。

## 【申請免除・納付猶予制度】

所得が基準以下や失業(雇用保険離職票・受給資格者証が必 要)により保険料納付が困難なかたは、申請(2年1か月前までさ かのぼれます) して承認されると、7月から翌年の6月までの保険 料納付が免除されます。3/4・半額・1/4免除の場合は、残りの保 険料を納付しないと未納扱いとなります。

## 学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定基準以下である場合、申請(2年1か 月前までさかのぼれます)して承認されると、4月から翌年の3月 までの保険料の納付が猶予されます。猶予された期間は10年以 内であれば、追納することができます。追納することにより、老 齢基礎年金の年金額に算入されます。

※3年度目以降、追納する場合は当時の保険料に加算金がつきます。

大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校および各種学校など に在学する学生

※夜間、定時制、通信制課程も含まれます。修業年限が1年に満 たない課程に在籍しているかたは対象となりません。

## ●申請

申請は毎年必要で、申請に必要なものは基礎年金番号通知書 (または年金手帳)、学生証(コピー可)です。

※本人の前年の所得が128万円以上で失業を理由に申請する場合 は、雇用保険離職票・受給資格者証が必要です。

(令和3年4月1日現在)

## 佐倉の風景

スーパー水田の ホールクロップサイレージ

図5 E-4



佐倉市 暮らしの便利帳 85

# 税・年金・保険

## 給付の種類

基礎年金には、①老齢基礎年金②障害基礎年金③遺族基礎年金 の3種類があります。また、第1号被保険者独自の給付として、寡 婦年金、付加年金、死亡一時金があります。

第2号被保険者には基礎年金のほか、それぞれの年金制度から 独自の給付が上乗せ部分として支給されます。

## 【老齢基礎年金等一覧】(令和3年4月1日現在)

	年金の種類	年金額(年額)
老齢基礎年金		780,900円
	1級	976,125円
<b>萨中甘琳左</b>	2級	780,900円
障害基礎年金	子の加算(第2子まで)	1人につき224,700円
	子の加算(第3子以降)	1人につき74,900円
	子のある配偶者または子	780,900円
遺族基礎年金	子の加算(第2子まで)	1人につき224,700円
	子の加算(第3子以降)	1人につき74,900円
特別障害	1級	月額 52,450円
給付金	2級	月額 41,960円

## 年金の請求先

年金の給付を受けるためには、受給権を裁定してもらう必要が あります。請求先は、老齢基礎年金(第1号被保険者期間のみのか た)、障害基礎年金(初診日が第1号被保険者期間のときまたは20 歳前のとき)、遺族基礎年金(第1号被保険者の死亡または老齢基 礎年金の受給資格期間が25年以上あるかたの死亡)は市民課へ、 その他の場合は年金事務所へ請求してください。

## 【年金の支払い】

税

年金は、2・4・6・8・10・12月の年6回に分け、それぞれ前 月と前々月の2か月分ずつ支払われます。受け取り場所は、希望 する金融機関やゆうちょ銀行などです。

## 年金受給者の届出

## 【現況届】

提出が必要なかたには日本年金機構から書類が届きます。

## 【変更届】

金融機関に変更があるときは変更届を提出してください。変更 のハガキは市民課、出張所にあります。

#### ●提出先 幕張年金事務所

(〒262-8501 千葉市花見川区幕張本郷1-4-20)

## 佐倉の風景

佐倉ふるさと広場の夕景



## 後期高齢者医療制度

閱健康保険課 ☎484-6136

## 後期高齢者医療制度とは

社会全体で高齢者の医療を支えるための制度です。後期高齢者 医療制度の運営主体は、各都道府県単位で設置されている広域連 合となります。

## ▶千葉県後期高齢者医療広域連合

〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-4-3 国保会館内 **☎** 043-216-5011

※後期高齢者医療制度の各種申請(個人番号通知カードまたは個 人番号カードが必要)、相談は市役所の窓口で行うことができ ます。

## 被保険者

- 75 歳以上のかた (75 歳の誕生日から)
- ●65歳以上で一定の障害があり、後期高齢者医療制度への加入 を希望するかた (認定日から) ※申請し、広域連合の認定が必 要です。
- ※健康診査、人間(脳)ドック助成については、84ページの「特 定健康診査・健康診査」、85ページの「人間ドック助成」「脳 ドック助成」をご覧ください。

#### 【こんなときはお届けを】

こんなとき	手続きに必要なもの
他の都道府県に 転出するとき	●被保険者証 ●印鑑 ※窓口で負担区分証明書の交付を受けて ください
他の都道府県から 転入したとき	●負担区分証明書(転出の際に市(区) 町村で発行されます) ●印鑑 ●前年の所得がわかる書類(あれば)
県内で住所が 変わったとき	●被保険者証 ●印鑑
生活保護を 受け始めたとき	●被保険者証 ●印鑑 ●保護開始決定通知書
死亡したとき	●死亡したかたの被保険者証 ●印鑑 ※葬祭費の支給は「療養費・葬祭費」参照
被保険者証を 紛失したとき	●印鑑 ※窓口交付の場合には写真付き の身分証明書

※社会保険の被保険者本人が75歳に達した場合には、扶養家族 も健康保険の資格を喪失するため、国民健康保険などへの加入 手続きが必要です。

## 医療費の自己負担

後期高齢者医療制度では、かかった医療費の1割または3割 (※)を負担します。

## 佐倉の風景

佐倉城址公園の紅葉 (自由広場前のイチョウ並木)



※住民税の課税標準額が145万円以上で、総収入が被保険者単身 世帯で383万円以上、複数世帯で520万円以上の場合は3割負 担となります。

入院の際に必要な費用は、保険適用分の医療費、食事代、そ の他差額室料などの保険外の費用となります(療養病床に入院 しているかたは別途居住費の負担あり)。ただし、住民税非課税 世帯のかたは、減額認定の申請をすると、標準負担額が適用に なります。

※入院時の標準負担額については国民健康保険と同じです(82) ページの表を参照)

## 高額療養費

同一月の医療費(入院時食事代、差額室料などの保険外の費用 を除く)を合算して、自己負担限度額を超えた場合には、高額療 養費として支給されます。初めて対象になった場合には申請書を 送付します。2回目以降は申請不要です。

※自己負担限度額については国民健康保険(70歳以上のかた)と 同じです(83ページの表を参照)

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

認定証の提示により、病院や診療所での窓口負担の上限を低く 抑えたり、入院時の食事や生活に要する費用が軽減されます(現 役並み所得者については、食事減額なし)。

また外来診療で同じ医療機関での同じ月の窓口負担が自己負担限 度額を超えた場合には、窓口での支払いが限度額までとなります。

認定証の申請には、被保険者証と印鑑が必要です。なお、申請 した月の初日から有効となります。 また、低所得者 || のうち長期 該当については、申請月の翌月から有効となります。ただし、医 療機関の窓口に提示して初めて適用されます。

## 療養費・葬祭費

医師の指示で、補装具をつくった場合やはり・きゅう、マッ サージの治療を受けた場合は、後から自己負担分を除いた額の支 給を受けることができます。

また、被保険者が死亡した場合には、葬儀の執行者(喪主)に 対して葬祭費(5万円)が支給されます。申請には、死亡したかた の被保険者証、会葬礼状や葬儀領収書など喪主がわかるもの、印 鑑、喪主名義の口座情報が必要です。

## 保険料

皆さんが窓口で支払う費用は、保険が適用される医療費の1割 から3割です。後期高齢者医療制度の場合には、保険で給付する 額の約5割が公費(税金)、現役世代が自身の健康保険料と合わせ て納める支援金が約4割、そして高齢者の皆さんの保険料が約1 割となっています。国民全体で負担している医療費の大切な財源 の一部です。

## 佐倉の風景

佐倉ふるさと広場から

望む富士山

図5 E-4



## 保険料の計算

次の合算額が年間の保険料となります。

## 均等割額+所得割額=保険料額

▶均等割額(加入者全員が均等に負担する保険料)

43,400円(令和3年度時点)

▶所得割額(本人の所得に応じて負担する保険料)

(前年分の総所得金額等-43万円)×所得割率8.39%(令和3 年度時点)

※均等割額と所得割率は2年ごとに見直し

#### ●保険料の軽減

## ①均等割額の軽減

世帯主と世帯内の被保険者の総所得金額などを合算し、一定の 基準以下の場合には、均等割額が軽減されます。

※保険料の軽減は原則、所得の申告がないと適用されませんの で、所得税の申告が必要ないかたでも住民税の申告が必要な場 合があります。

## ②被用者保険の被扶養者だったかたの軽減

被保険者となる前日に事業所の健康保険(国保組合を除く)の 被扶養者であった被保険者は、均等割額が制度加入後、2年を経 過する月までは5割軽減され、さらに所得割額は0円となります (平成31年度以降)。

## ●保険料の納め方

年金が年額18万円以上で、かつ介護保険料と合算した金額が 天引きする年金額の半分を超えない場合には、原則、年金天引き (特別徴収)となります。それ以外のかたは、納付書や口座振替に より納めます (普通徴収)。

ただし、申出により、特別徴収を停止し、口座振替により納付 することができます (手続きが必要です)。

## 保険料納付の相談

災害など、特別な事情で保険料を期日までに納付できないとき は、保険料の減免や分割を認められる場合があります。早めにご 相談ください。

## 介護保険

問介護保険課 ☎484-6174

## 介護保険とは

介護保険は、介護の負担を社会全体で支えあう制度です。40歳 以上のかたが保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに介 護サービスを利用することができます。

## 介護保険の対象者

40歳以上のかたが対象です。

▶第1号被保険者 65歳以上のかた

▶第2号被保険者 40歳以上65歳未満のかたで医療保険に加 入しているかた

## 佐倉の風景

佐倉城址公園の雪景色 (薬医門付近)





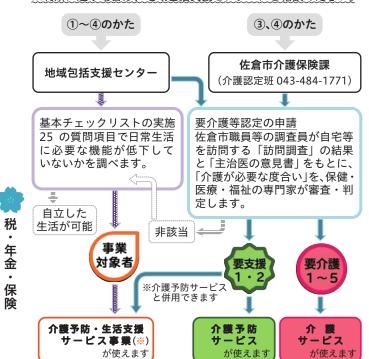
佐倉市 暮らしの便利帳 87

# 税・年金・保険

## 介護保険サービスを利用するまでの流れ

介護保険サービスを利用するためには、一定の手続きを経て利用対象者になる必要があります。本人の状況や利用したいサービスにより以下のとおり手続きの窓口・方法が異なります。

- ①日常のことは、ほとんどひとりでできるが、身体機能の低下等により次のサービスのみ利用したい
- ▶施設に通い、他者との交流や運動、外出する機会をつくる
- ▶訪問を受け、家事を支援してもらう
- ②どんなサービスを利用すれば良いか相談しながら決めたい
- ③上の①・②には該当しない場合(福祉用具のレンタル・購入 や、住宅改修、ショートステイ、施設入所等を利用したい ※①との併用含む)
- ④常に介護が必要な状態である
- ※判断に迷う場合は、地域包括支援センターにご相談ください。



(※) 訪問型・通所型の2種類のサービスがあります

## 介護保険料

## ●65歳以上のかた(第1号被保険者)

保険料は、所得などに応じて決まります。年金の年額が18万円以上のかたは、年金から保険料が天引きされます(特別徴収)。それ以外のかたは、納付書や口座振替により納めます(普通徴収)。

●40歳以上65歳未満のかた(第2号被保険者)

保険料は加入している医療保険と介護保険を合わせて納めます。

## 佐倉の風景

上空から見た

弥富小学校周辺

図9 B-2



## 被保険者証

被保険者証は、要介護認定の申請、介護サービス計画の作成や 介護サービスの利用のときに必要です。65歳以上のかたには、全 員に被保険者証が交付されます。40歳以上65歳未満のかたは、 要介護認定の認定者と交付を希望するかたに交付します。

## 介護サービス・介護予防サービス

介護サービスは日常生活において介護を必要としているかた、介 護予防サービスは日常生活において支援が必要なかたで、認定を受 けたかたが利用できます。サービス内容は、次のものがあります。

## 【在宅サービス(介護サービス・介護予防サービス)】

訪問介護\*、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護\*、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修費支給、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援

\*要支援1・2または事業対象者のかたは、介護予防・生活支援サービス事業としてご利用いただけます。

### 【施設サービス(介護サービス)】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養 型医療施設

## 【地域密着型(介護予防)サービス】

住み慣れた地域での生活を支えるため、佐倉市に住むかたの利用を基本とする次の地域密着型サービスがあります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

## 介護サービス・介護予防サービスの利用手順

## ①介護認定の申請

本人または家族やケアマネジャー等が介護保険課、または地域 包括支援センターの窓口で申請します。(郵送可)

## ②主治医意見書·訪問調査

市の依頼により主治医に意見書を作成していただきます。また、市職員や市が委託した調査員が自宅や施設などを訪問し、本人の心身の状況を調査します。

## ③審査判定

主治医意見書および訪問調査票をもとに、市が委嘱した委員による介護認定審査会で、どのくらい介護が必要かを審査判定します。

## ④ 認定結果の通知

審査判定に基づいて、認定結果を記載した通知書および、保険 証を送付します。

## ⑤介護サービス計画・介護予防サービス計画の作成

図3 B-5

要介護の認定を受けたかたは、本人と家族の希望を取り入れて、介護支援専門員が介護サービス計画を作成します。要支援の認定を受けたかたには地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成します。

## 佐倉の風景

武家屋敷の雪景色



## **⑥介護サービス・介護予防サービスの開始**

介護サービス計画または介護予防サービス計画に基づいてサービスを受けます。

## 介護サービスの利用料

利用したサービス費用は、所得に応じて1割~3割の利用者負担になります。施設サービスを利用する場合は、ほかに、居住費、食費などがかかります。

所得の低いかたが、施設サービスを利用する場合や災害などにより支払いが困難な場合など、各種軽減制度があります。

## 【介護保険負担限度額認定】

施設サービス(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護 医療院、介護療養型医療施設)やショートステイ(短期入所生活 (療養)介護)を利用する場合、その食費や居住費(滞在費)を所 得段階に応じて軽減します。次の要件を満たす場合、申請してく ださい。

[**要件**] ①世帯全員(別世帯の配偶者含む)が市民税非課税 ②預貯金等の資産が一定額以下

詳細は介護保険課にお問い合わせください。

## 【高額介護サービス費等の支給】

介護サービスに係る1か月あたりの1~3割の自己負担額が一 定の限度額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。

※支給対象となる場合、サービス利用月から約3か月後に、市から申請書類を送付します。(手続きは初回のみ)

### 【高額医療・高額介護合算制度】

医療と介護の両サービスを利用している世帯で、年間の自己負担限度額が一定の限度額を超えた場合、超過分が払い戻されます。

▶後期高齢者医療制度・国民健康保険加入のかた

支給対象となる場合は、市(健康保険課)からご案内します。

## ▶被用者保険に加入のかた

加入している医療保険組合へ申請してください。

#### 【社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度】

軽減事業実施の申出を行った事業者が、介護保険サービスに係る1割自己負担分や食費・居住費の一部を軽減する制度です。

※市民税非課税世帯で、特に生計が困難なかた、生活保護受給者 が対象です。

### 【税控除のための認定書発行について】

要介護認定を受けたかたや、要介護認定を受けたかたを扶養しているかたは、身体障害者手帳の交付を受けていなくても「障害者控除等対象者」に認定された場合、その認定書を所得税・市県民税の申告に添付することで、税の減額措置を受けられる場合があります。

## ●対象

65歳以上の要介護1~5に認定されたかたで、

- ▶「障害者高齢者の日常生活自立度」がランク A 以上のかた
- ▶「認知症高齢者の日常生活自立度」がランク || 以上のかた

## ●認定書の発行申請

申請書を記入し、介護保険課に提出(審査後、該当者に認定書を送付)

※申請書は介護保険課で配布。市ホームページからダウンロード可

## 市税

## 市税の種類

市税には普通税と目的税があります。普通税は、納められた税金の使いみちが、特に定められておらず、どのような経費にもあてることができる税金です。目的税は税金の使いみちが、特定の事業にあてるよう定められた税金です。



## 市民税

## 問 市民税課 ☎484-6115

市民税は、個人にかかる個人市民税と会社などの法人にかかる法人市民税に大別されます。

個人市民税は、1月1日に住所がある市区町村で課税されます。 市民税の税額は、前年1年間の所得に応じて課税される所得割と、 一定の所得があれば定額で課税される均等割を合わせた金額で す。個人の県民税と合わせて「住民税」とも呼ばれています。

## ●均等割も所得割も課税されないかた

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた
- ②障害者、寡婦、ひとり親または未成年者で前年中の合計所得金額が135万円以下のかた
- ③以下の計算にあてはまるかた

〈扶養している親族がいない場合〉

合計所得金額≦415,000円

〈扶養している親族がいる場合〉

合計所得金額≦315,000円×(扶養人数+1)+289,000円

## ●所得割が課税されないかた

## 〈扶養している親族がいない場合〉

合計所得金額≦ 450,000円

## 〈扶養している親族がいる場合〉

合計所得金額≦350,000円×(扶養人数+1)+420,000円

## ●扶養控除の要件

対象の親族が納税者と生計を一にしていること 対象の親族の合計所得金額が480,000円以下であること

## ●配偶者控除の要件

納税者の合計所得金額が10,000,000円以下であること配偶者が納税者と生計を一にしていること

配偶者の合計所得金額が480,000円以下であること

※制度の変更により控除額・要件が変わることがあります。 最新の情報は、市ホームページでご確認ください。

## 税理士法人桜頼パートナーズ会計 小髙事務所

会社設立、経理・会計、節税、税務調査、相続対策・相談 TEL:0476-24-2377 FAX:0476-36-7076 お客様の立場に立ち、わかりやすい言葉で納得していただけるようにご説明させていただきます。 お客様に最適な解決策を提示できるように、スタッフ一同、日々、研鑽を続けて参ります。

成田市囲護台3-2-3川豊西口館ビル301号

定休日/土曜、日曜、祝日 URL:http://odakakaikei.tkcnf.com/

\_\_\_

金

税

金

保

険

# 税・年金・保険

## 固定資産税・都市計画税

## □ 資産税課 ☎484-6216

#### 【固定資産税】

毎年1月1日現在に、土地・家屋・償却資産を所有しているかたに課税されます。

#### 【都市計画税】

毎年1月1日現在に、市街化区域内にある土地・家屋を所有しているかたに課税されます。

#### 【税率】

固定資産税の税率は1.4%、都市計画税の税率は0.3%です。それぞれの課税標準額に税率を乗じたものが税額となります。

#### 【縦覧制度】

固定資産課税台帳に登録されている価格等の事項は、固定資産税の課税の基礎となるため、通常4月1日から最初の納期限の日までの間、当該年度の固定資産税(土地・家屋)の納税者のかたは、市内のすべての土地または家屋の評価額等を確認することができます。

## 【閲覧制度】

自己の資産について固定資産課税台帳に記載されている事項を 閲覧することができます。また、借地人・借家人などに対しては 使用または収益の対象となる部分についての固定資産税の課税内 容を明らかにすることができます(通年)。

## 【減免制度】

次の事由に該当する場合は、固定資産税・都市計画税について 減免が認められる場合があります。なお、減免を受けるためには 申請が必要となりますので、資産税課にお問い合わせください。

- ①納税義務者が生活扶助を受けている場合
- ②納税義務者が65歳以上で市民税非課税の重度障害の場合 (減免対象資産は自己の居住用のものに限ります。)
- ③所有の固定資産が公益のために直接専用されている場合

## ④災害などにより著しく減じた場合●次のような場合にはご連絡ください。

- ①未登記の家屋について取り壊した場合、売却または相続などにより所有者が変わった場合(未登記家屋変更届が必要となります)
- ②納税義務者が死亡した場合(相続人代表者指定届・固定資産現有者 申告書が必要となります)
- ③納税義務者が海外などに転出される場合(納税管理人の手続きが必要となります)
- ④所有している固定資産について、地方税法の非課税規定の適用 を受けようとする場合、非課税の用途に使用しないことになっ た場合、または非課税の用途に供し無料で使用させている固定 資産を有料で使用させることになった場合

## 市たばこ税

## 問 市民税課 ☎484-6114

たばこの価格には市税が含まれており、原則として市内で買えば、佐倉市の税収となります。

## 軽自動車税

## 問 市民税課 ☎484-6114

毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・軽二輪・二輪の小型自動車を所有しているかたに課税 されます。

## 【原動機付自転車(125cc以下のバイク)、ミニカー、小型特殊自動車(農耕用、その他)】

○登録、廃車等の手続き場所

佐倉市役所 市民税課(市役所1号館2階)

#### **2** 043-484-6114

- ○手続きに必要なもの
- ▶購入した車両の登録→販売証明書、申請者の本人確認書類 ▶譲渡された車両の登録→廃車申告受付書 譲渡証明書 申
- ▶譲渡された車両の登録→廃車申告受付書、譲渡証明書、申 請者の本人確認書類
- ▶廃車→ナンバープレート、標識交付証明書、申請者の本人確認書類
- ○次のようなときには
- (1) 車両が盗難にあった場合は、警察署に盗難届を提出し 「届出警察署名、届出年月日、盗難届受理番号」を控え、 市民税課で廃車手続きをしてください。
- (2) 代理人(同居の親族以外)が申請する場合は、委任状が必要です。
- (3) 車両を所有したまま市外転出する場合は、廃車手続き (佐倉市ナンバーの返却) をしてください。

## 【二輪の軽自動車および二輪の小型自動車(125ccを超えるバイク)】

## ○登録、廃車等の手続き場所

関東運輸局 千葉運輸支局 (千葉市美浜区新港198)

## ☎ 050-5540-2022

※市外転出の場合は、転出先の住所を管轄する運輸支局にお問い合わせください。

#### 【軽自動車 (三輪、四輪)】

○登録、廃車等の手続き場所

軽自動車検査協会 千葉事務所(千葉市美浜区新港223-8) ☎ 050-3816-3114

※市外転出の場合は、転出先の住所を管轄する軽自動車検査 協会にお問い合わせください。

## 税務諸証明の申請

## 圆 市民税課 ☎484-6114 資産税課 ☎484-6216 債権管理課 ☎484-6116

税務諸証明を申請するときは、窓口に来るかたの本人確認書類(原則として写真付きのもの)をお持ちください。また、出張所・派出所では請求できないものがありますので、注意してください。

	証明書	申請場所	申請に必要なもの	手数料
市民税	課税(所得)· 非課税証明	市役所 出張所 派出所	本人・同居の親族が申請する場合…申請人の本人確認書類 代理人 (同居の親族以外) が申請する場合…申請人の本人確認書類、委任状	1通 350円
諸証明	法人所在証明	市役所 出張所 派出所	不要	1通 350円 (ただし、軽自動車 の登録用は無料)

## 佐倉の風景

市役所から見えた虹



	証明書	申請場所		申請に必要なもの	手数料	
固定資産諸証明等	名寄帳の写し	市役所	本人・同居 <i>の</i>	本人・同居の親族が申請する場合・・・申請人の本人確認書類		
	課税台帳記載事項証明	市役所出張所	相続人が申請する場合…申請人の本人確認書類、相続関係がわかる書類(戸籍全部事項証明等) 代理人が申請する場合…各必要書類のほか、委任状 ※ 証明書の種類により取得できるかたが異なります。詳細は資産税課へお問い合わせください。		に100円が加 算されます)	
	課税証明 資産証明	派出所			1通 350円	
			新築住宅	建築確認済証または検査済証、住民票の写し(未入居の場合は、申立書 (原本提出)などを含む)、登記確認書類(登記事項証明書など)		
等		<b>+</b> ⟨n=r	未使用住宅	新築の必要書類のほか、売買契約書、未使用証明書(原本提出)	1 字 1 200円	
-	住宅用家屋証明書	市役所	既存住宅	住民票の写し(未入居の場合は、申立書(原本提出)などを含む)、売買契約書、登記事項証明書、地震に対する安全性に係る基準に適合することの書類※特定の増改築工事を行った場合は、このほかに必要な書類があります。詳細は資産税課へお問い合わせください。	1通 1,300円	

※特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅の場合は、認定通知書(変更の認定を受けた場合は、変更認定通知書)の原本の提示、抵当権設定登記をする場合は、建物の種類に応じた書類のほか、融資を受けることがわかる書類(金銭消費貸借契約書など)が必要です。なお、上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳細は資産税課へお問い合わせください。

	市・県民税	十小元二	ナー ロアの如体が内護ナス組合 内護士のナー放乳事務	4 1 2 5 5 5 5
納	中・県 氏 忧	中仅川	本人・同居の親族が申請する場合…申請人の本人確認書類	1通 350円
税	固定資産税•都市計画税	出張所	代理人(同居の親族以外)が申請する場合…申請人の本人確認書類、委任状	(ただし、軽自
証	軽自動車税	派出所	(ただし、軽自動車税の継続検査用は不要)	動車税の継続
明	法人市民税	市役所	申請人の本人確認書類、代表者印か委任状	検査用は無料)

●法人の納税証明や固定資産の諸証明について、法人の代表者本人が申請する場合には、申請書に法人印(代表者印)の押印、法人代表者の本人確認書類が必要です。また、申請者が法人の代表者本人以外の場合は、法人印(代表者印)が押印された法人の代表者からの委任状、委任されたかたの本人確認書類が必要です。

## 【個人番号カードを使った証明書のコンビニ交付サービス】

個人番号カードのICチップに搭載された電子証明書を利用して、課税(所得)証明書または非課税証明書を全国のコンビニエンスストアで取得できます。

- ▶取得可能年度 最新年度のみ(6月中旬頃に年度が切り替わります)
- ▶取扱時間 午前6時30分~午後11時(年末年始およびシステムメンテナンス時は休止)

証明書	請求できるかた	発行できるかた	手数料
課税(所得)· 非課税証明	本人分のみ	取得する年度と同年の1月1日および証明書の取得時に、佐倉市内に住所があるかた ※未申告のかたなど、交付サービスを利用できない場合があります。	1通300円

- ※本サービスをご利用の際は、個人番号カードおよび暗証番号が必要となります。
- ※キオスク端末(マルチコピー機)が設置されていないコンビニエンスストアではお取り扱いできません。
- ※このほか、戸籍・住民票・印鑑に関する証明書についてもコンビニ交付サービスでお取り扱いできます。詳細は、52ページをご覧ください。

## 納稅

## 問 債権管理課 ☎484-6116

## 市税の納付

佐倉市役所内の銀行窓口、出張所、派出所、市民サービスセンター、納税通知書に記載のある金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済で納付できます。納付場所の詳細については、市から送付する納税通知書をご覧ください。(納期限を過ぎた納付書等では、コンビニエンスストアやスマートフォン決済、一部の金融機関で取り扱いできませんので、ご注意ください)

## □座振替

口座振替を利用すると、自動的に口座から振り替えることができて便利です。

## 【口座振替できる市税】

口座振替が利用できる市税は、市・県民税 (普通徴収分)、固定 資産税・都市計画税、軽自動車税です。

## 【口座振替の申し込み方法】

納税通知書、預・貯金通帳、通帳の届出印をご持参の上、金融機関などの窓口で手続きをしてください。口座振替の申込用紙は、市内の金融機関やゆうちょ銀行・郵便局などに備え付けてあります。郵送も可能ですので、債権管理課までご連絡ください。(手続きに日数を要するため、納期限日の2か月前までにお申し込みいただくようお願いします)

## 【振替日】

振替日は、原則として各納期の納期限日です。

~便利で安心、確実な口座振替。

お忙しい皆さまの納め忘れも防ぐことができます。~

## 延滞金

市税の納期限を過ぎますと督促状が送付されます。また、地方 税法の定めにより、本来納めるべき税額以外に延滞金もあわせて 納めていただくこととなりますので、期限内の納付をお願いしま す。(延滞金の計算方法は、市のホームページ等をご覧ください)

90 佐倉市 暮らしの便利帳 91